

# 「長久手市立北小学校 PTA 弔慰規定改定に関する件」

## 1 死亡

対象	香料	供物	会葬者
会員	5,000円	生花一基	会長、校長、担任
児童	5,000円	生花一基	会長、校長、担任
職員(本人)	5,000円	生花一基	会長、校長

## 2 傷病見舞

対象	見舞料(品)	見舞者	備考
児童	3,000円 (相当)	会長、校長 ※2回目以降は学 級担任の代行可	・療養2週間以上 ・長期療養3か月ごと ・学校管理下の事故で、会長、校長が必要と認めたとき、ただちに、見舞い等に行く。

## 3 公職者の取り扱い

### (1) 各単P扱いの公職者

学校医、歯科医、耳鼻科医、眼科医、薬剤師、学区区長、学区市議員、  
学校評議員、単P役員

※ 関係する単Pが複数のときは、関係単P合同で下記2,3,4に対応する。

### (2) 本人が死亡のとき

・香料：5,000円      ・供物：生花一基      ・会葬者：会長、校長

### (3) 家族(実父母、同居の父母、子、配偶者)が死亡のとき

・香料：5,000円      ・会葬者：会長、校長

### (4) 傷病・災害見舞      必要に応じて、その都度協議する。

## 4 上記以外の場合は、その都度協議する。

本基準は、令和8年4月24日より改正施行する。